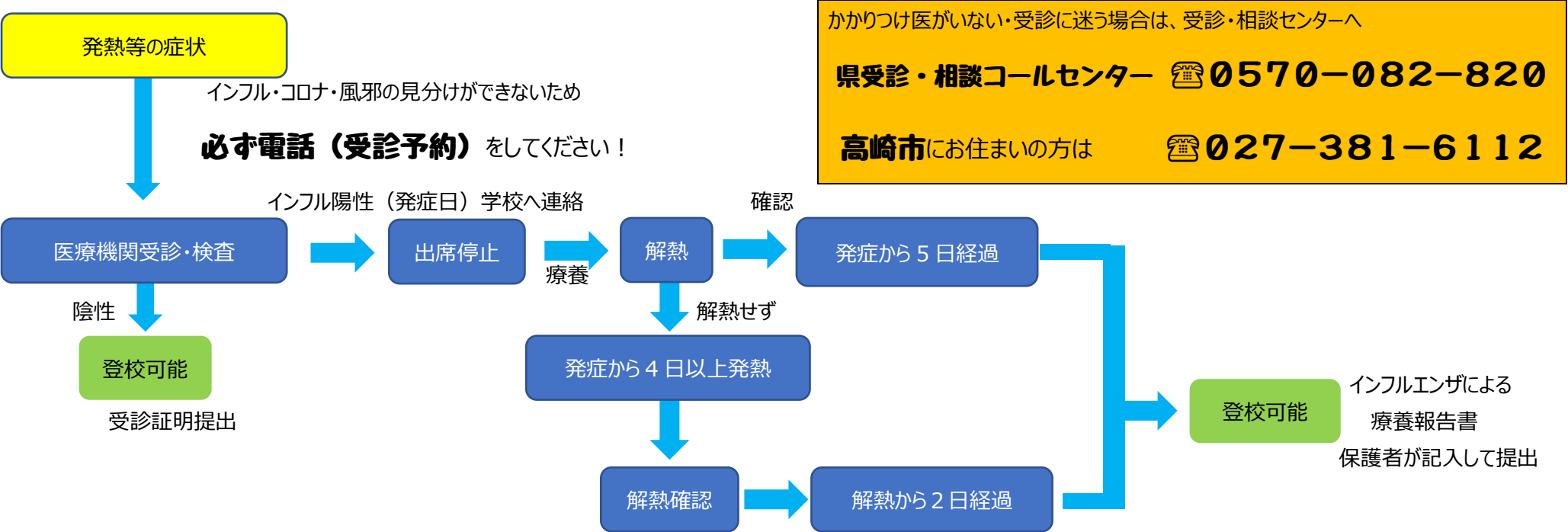


新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう、**発熱等の症状が発症したときの対応**（令和3年～4年）



発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能		
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱					
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱				
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱			

出席停止期間の基準は「発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっており、どちらかではなく両方満たさなければならない。

※コロナに感染した場合は、PCR検査等で陰性となった後、関係機関に相談後に登校してください。